

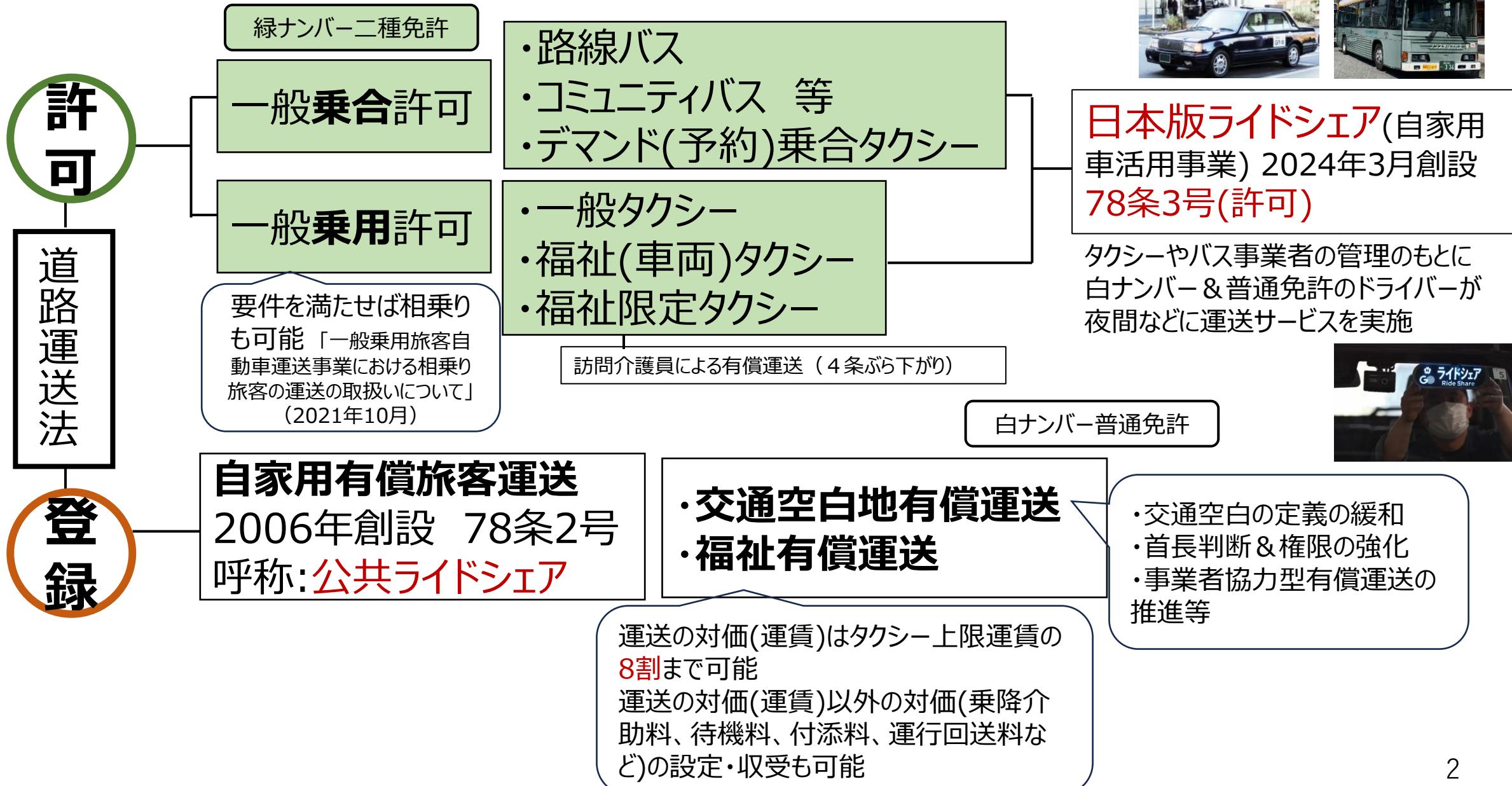
移動サービスを取り巻く制度見直しと その活用について



- 住民互助の意義＆制度見直しの活かし方
- 担い手の拡大＆継続のための取組
- リスクマネマネジメント＆保険

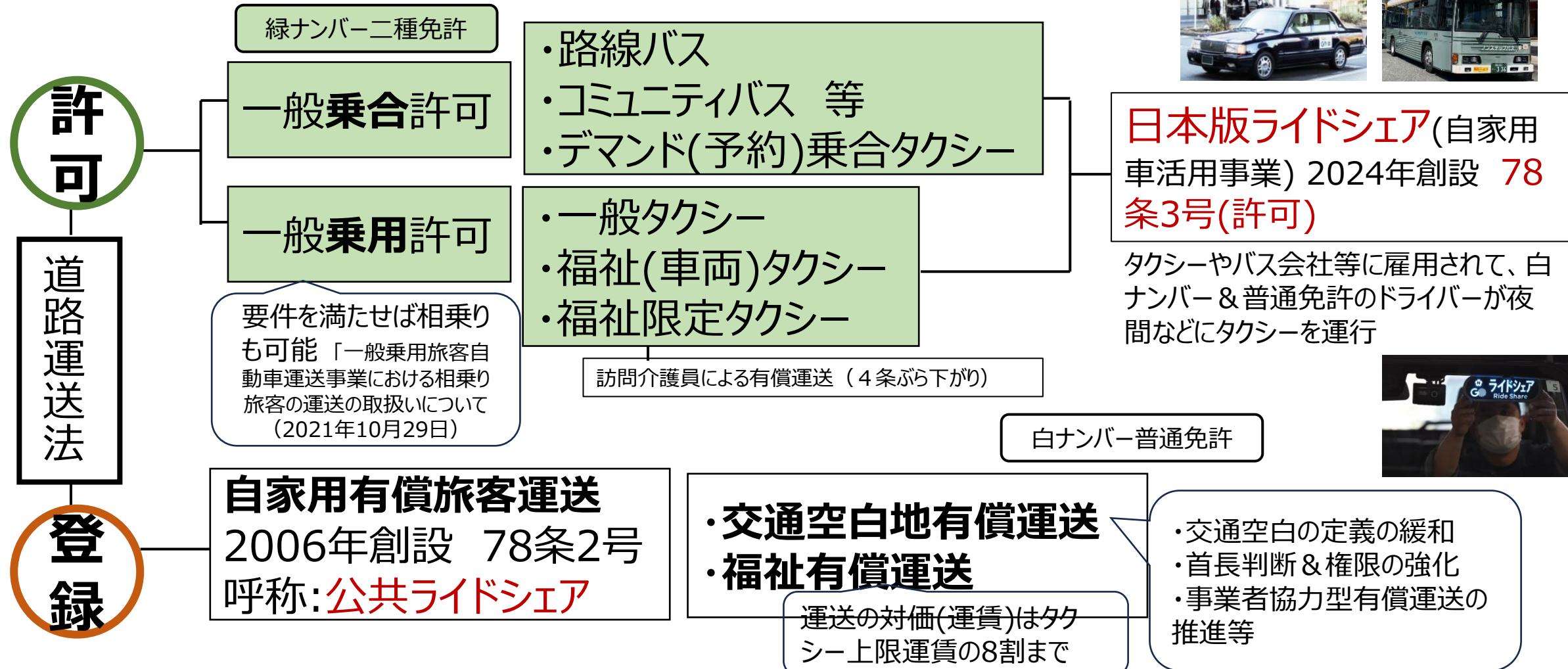


道路運送法に係る 最近の法制度改正



	交通空白地有償運送	公共ライドシェア	福祉有償運送
協議の場	「運営協議会」や「地域公共交通会議」などで、①運送の必要性 ②運送の対価(運賃) ③運送の区域について協議が調うことが必要 <バスやタクシーなど交通事業者も構成員>		
運送の区域	出発地または目的地は協議が調った区域内にあること		
運送の主体	○市町村 ○非営利法人 (NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会、労働者協同組合) ○法人格がない町内会など地縁団体		
運送の対価	実費の範囲内、営利と認められない範囲。交通空白地の場合は廃止したバス運賃程度。 福祉有償運送はタクシーの上限運賃の概ね8割を目安 （令和5年12月改正） 福祉有償運送は運送の対価のほかに、乗降介助料、待機料、付添料、運行回送料など運賃以外の対価も設定可能		
対象者	○当該地域内の住民と観光客・来訪者 *利用者登録は不要 国は「交通空白地解消本部」「交通空白解消官民連携プラットフォーム」を設置して推進中	○単独で移動が困難な人、その付添人 イ) 身体障害者 ロ) 精神障害者 ハ) 知的障害者 ニ) 要介護認定者 ホ) 要支援認定者 ヘ) 基本チェックリスト該当者 ハ) その他の障害を有する者 *利用者登録が必要	福祉有償運送の支援策として 総合事業の活用もある
運転者	○二種免許もしくは 一種+国土交通大臣認定講習受講		
運行管理	○体制を整備 運行管理の責任者を選任 ○運行管理の責任者が受講する講習：使用車両5台以上20台未満は1人、20台以上40台未満は2人、2年に1回 NASVA(自動車事故対策機構)等が実施する「一般講習」を受講（2022年10月から）		3

道路運送法に係る 最近の法制度改正



互助

許可・登録の手続き不要の互助活動

道路運送法の枠外 (通達: 2024年3月全面改訂)

許可・登録不要の通達 改正

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」 2024.3.1改正&施行

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf>

【前文】

自動車による移動手段の確保は、日常生活の維持、地域の活性化、観光振興、教育を受ける機会の確保、外出増加による医療・介護費の削減など、多面的で公共的な意義があるため、地域の関係者が地域公共交通会議等の場を活用して議論を行い、その結果を踏まえた取組を行っていく必要がある。

その際、地域の公共的な運送は、サービスの安全性及び継続性の観点から、バス、デマンド交通やタクシーなどの公共交通機関の活用を第一に考えていくことが重要であり、これらの公共交通機関による運送サービスが十分に確保できない場合には、道路運送法の定める自家用有償旅客運送制度を組み合わせて移動手段を確保することを検討すべきであることは、「ラストワンマイル・モビリティ/自動車DX・GXに関する検討会」の提言のとおりである。

他方、高齢社会や共働きの進展、地域へのさまざまな観光客の来訪などを考慮すると、地域での互助活動・ボランティア活動による運送、自家使用の自動車による運送等にも一定の役割を持たせないと社会・経済活動の維持が困難になることも現実である。

公共交通機関又は自家用有償旅客運送の利用が困難な住民の運送や他のサービスに付随して生じる運送の扱いについては、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」により考え方を整理し、運用してきたところであるが、地域における移動資源の確保がかなり困難になっているなかで、道路運送法における許可又は登録を要しない運送についても、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完することが重要であることから、改めて下記のとおり整理したので、その旨を知されるとともに円滑な実施に努められたい。

その際、このガイドラインの運用にあたっては、無償運送行為が本来は自由に行えるものであり、一般の方々が「許可又は登録」をせずに運送行為を安心して行えるよう記述したものであることを理解しておく必要がある。

「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」で示された施策や本ガイドラインの整理に従い、様々な交通手段が提供されることにより、住民の日々の生活や地域社会の活動が活性化していくことが期待される。

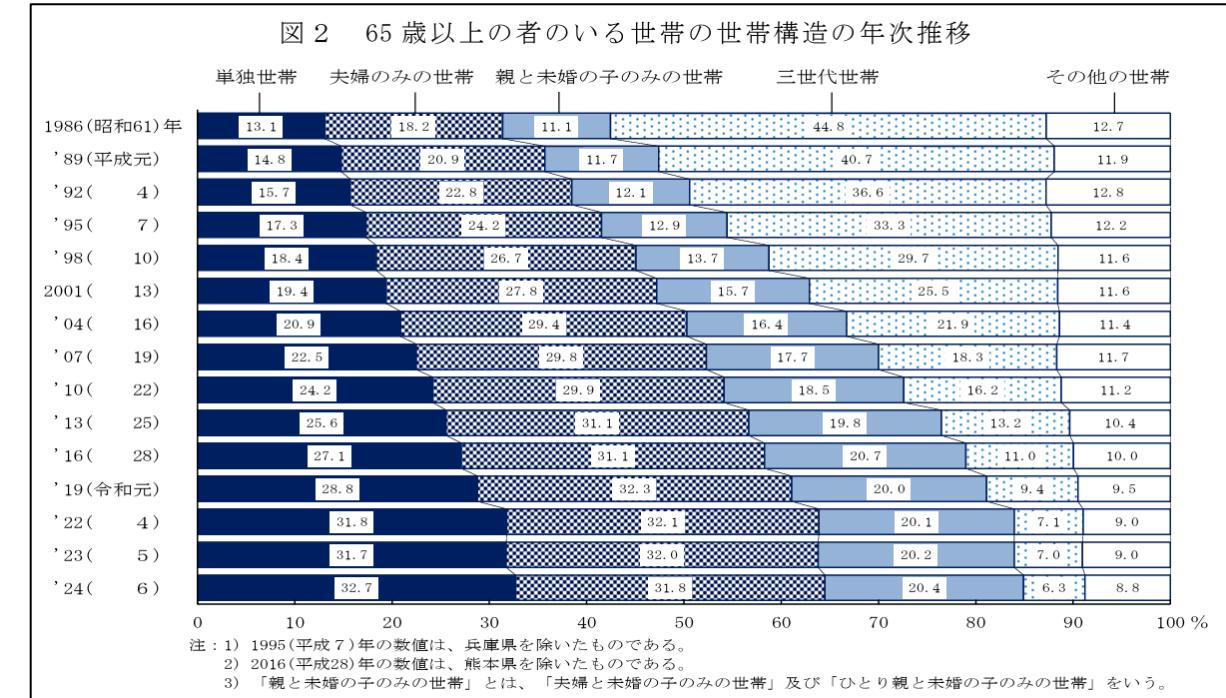
ポイント！

- 許可・登録不要の通達は **互助活動**をバスやタクシー等の**補完**としてしか位置づけていない(交通行政の限界)が、活用できることは多々ある
- 補完**にとらわれすぎると**棲分け論**になり課題解決にならない恐れがある
- 福祉行政**としては、少子高齢・人口減少社会、高齢者のみ世帯&ひとり暮らし高齢者が抱える課題に着目することが重要



- 三世代同居時代にあった**家庭内で助け合う機能**は、ほぼ期待できなくなっている
- 話し相手・相談相手・電球の取替え、あるいは通院・買物などに**困りごとがある高齢者**が増加
- 失われた家庭内の**助け合い機能**を多少でも地域が果たしていくかが課題

厚生労働省2024年国民生活基礎調査の概況から



2. 高齢者世帯数の推移と推計

長野県の状況

高齢夫婦世帯数は、令和2年（2020年）以降、横ばいであるのに対して、高齢単身世帯数は増加し、令和22年（2040年）には12.8万世帯に達する見込みです。

第9期

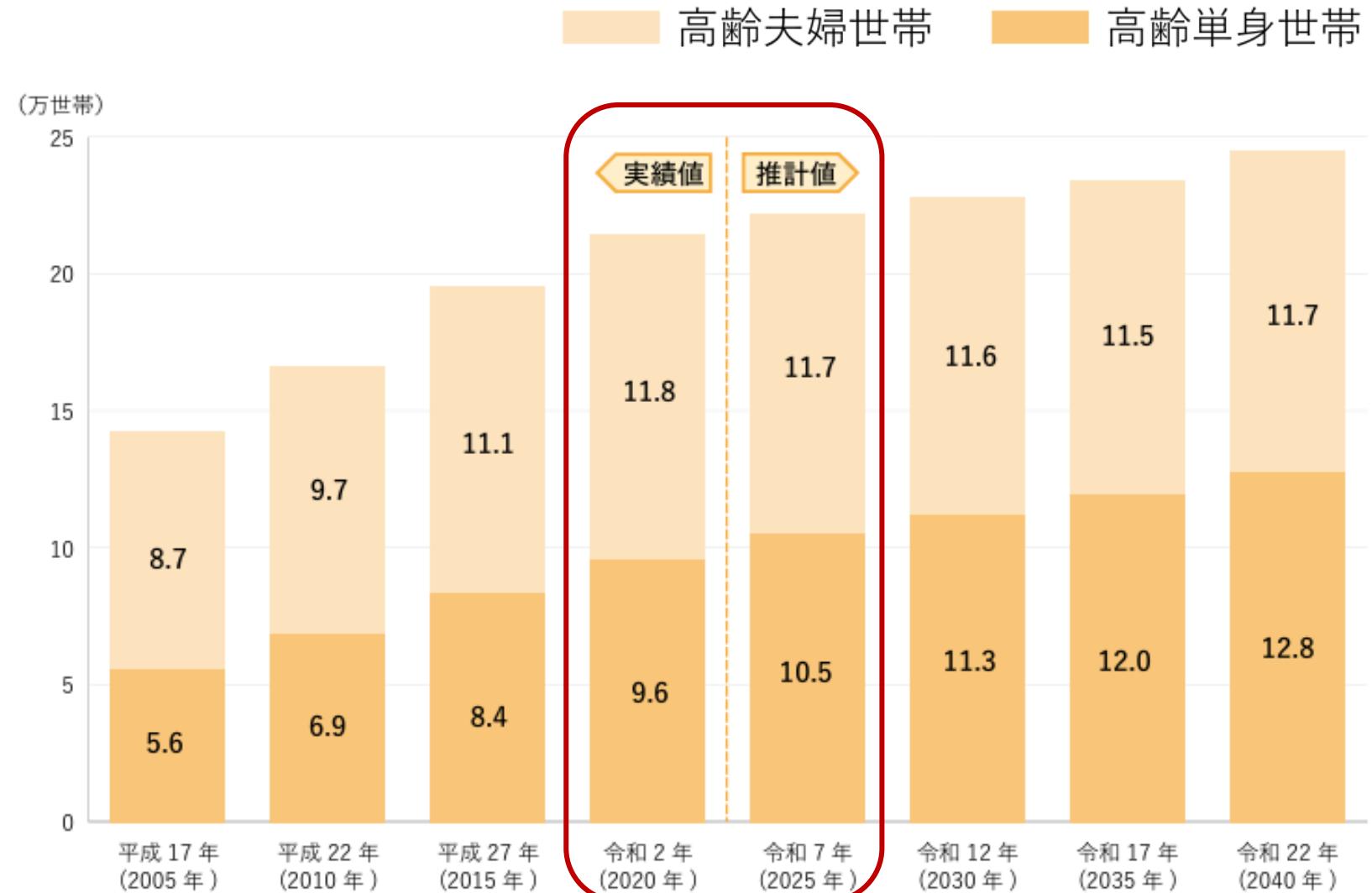
長野県高齢者プラン

●長野県老人福祉計画 ●第9期介護保険事業支援計画
●長野県認知症施策推進計画

令和6年度(2024年度) ▶▶▶ 令和8年度(2026年度)



長野県



まず 地域の高齢者が何に困っているか(ニーズ)をしっかりと把握して
移動支援を行う意義を明確化＆共有することが重要

たとえば 買物に苦労している高齢者が 乗りあって買物へ行く場合

- ・買物の機会が増えることにより**食品摂取の多様性が増加する**
- ・食材を見ることで、調理方法を思い出す。
献立がよみがえる
- ・車に乗っている間に**会話と交流が生まれる**
- ・定期的に乗りあうことで馴染みの人ができる。**悩みを聞いてくれる人も現れる**
- ・出かけることが**ストレス解消**につながる

※ 総合事業で補助するときは「サービス・活動D」



**フレイル予防
介護予防**
(介護保険制度の健全
運営にも寄与)

まず **地域の高齢者**が何に困っているか(ニーズ)をしつかり**把握**して
移動支援を行う意義を明らかに & **共有**することが重要

たとえば 高齢者世帯の困りごとに対応する「生活支援」を行う場合

- ・高齢者の**孤立を防ぐ**。誰かとつながっている・誰かが**見守っている地域・支え合う地域**をつくる
- ・在宅で暮らしつづけられる
- ・支援の内容は、話相手、草取り、ごみ出し、繕い物、通院や買物などの同行など
- ・利用者から時間に応じて利用料金を收受することが可能(生活支援サービスなどとの一体運送)。担い手のモチベーション確保が期待される



**つながる・
支えあう
地域づくり**
(介護保険制度の健
全運営にも寄与)

※ 総合事業で補助するときは「訪問型サービス・活動B」

神奈川県 秦野市 栢窪自治会 「とちくぼ 買い物クラブ」

栢窪地区人口: 306人
高齢化率: 52%(令和7年4月)

【発端&経過】 地域の自治会連合会から買物支援について市へ要望→市は以前この地域に移動販売車を導入したが、徐々に購入が減り事業者が撤退した経験を踏まえて、互助活動による買物支援を計画→市が全戸にアンケートを配布→高齢化率50%以上で「すぐにも利用したい」との回答があった栢窪地区で実施

モデル実施 2018.9月 本格実施12月	<ul style="list-style-type: none">・毎週(水)10:00~12:00 無料・運転ボランティア:自治会役員など7人 <p>※秦野市地域支え合い型認定ドライバー養成研修受講 ※社会福祉法人・地域・市の3者による協定締結</p>
利用対象者	自治会員で買物が困難な高齢者 (現在高齢化率65%)
事業の効果 (利用者の声)	<ul style="list-style-type: none">・自分の目で見て納得がいく買物ができた・以前親しかつた人と何年かぶりに会えて嬉しかった・車のなかで悩みを話す人ができるでストレスが解消された・末永くやってほしい
事業の効果 (ボランティアや 地域の声)	<ul style="list-style-type: none">・地域のコミュニケーションが活発化した・ひとり暮らし高齢者を地域で見守るという意識が共有されはじめた・ボランティアが特別なことではない雰囲気が地域に生まれた (別途「里山クラブ」も誕生:山林手入等)・毎週外出することにより介護予防につながった



長野県 喬木村 「北サロン送迎 かごや」

村全体の人口約 6,000 高齢化率35.6%

経過	<p>サロンに行くことで外出と交流の機会を増やしてもらおうとSC(生活支援コーディネーター)が奮闘 【目的】男性の地域参加を高める。地域の高齢者同士の関りを増やす →閉じこもりがちな高齢者&ボランティア自身の介護予防&地域づくり</p> <p>①サロンを開催している団体や住民向けに訪問D活用のチラシを作成しPR ②地域のキーパーソンを探して声掛け ③北地区住民検討会を開催 (サロン送迎グループの活動を想定したスキームを提示) ④制度面での整合性を図る (相談:全国移動ネット・県・運輸支局) ⑤安全運転講習会を実施 ⑥グループの立上げ ⑦補助金要綱の見直し ⑧活動の創意工夫、活動内容の検討</p>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・北地区で定期開催されるサロン2か所「しあわせ会」「北縁側の会」への自治会住民による送迎 ・利用者宅からサロン会場(北コミュニティーセンター、北第一公民館)までの往復を送迎 ・利用者:無料
流れ&手順	<p>調整役は送迎担当に電話で依頼→担当ボランティアはサロン開催前にサロンに到着し、その日の利用者を確認する→利用者宅に迎えに行く</p>
村からの補助	<p>①補助基本額 ②事務所借上加算 ③車両維持加算 ④コーディネーターの人件費</p>



新潟県 燕市 「地域のえんがわ」&送迎

経過	<ul style="list-style-type: none"> 2019年の初め、特養「分水の里」が地域の人に特養のイメージを聞いたところ、「寝たきりの人が行くところ」「施設へは行きたくない」「薄暗い」などネガティブな感想・意見が多かった 施設の課題として、固定概念の払拭&地域に開かれた施設づくりを目指すことに 同じころ、分水の里がある新堀・泉新・中島地区の「ふれあいサロン」が(参加希望者はいるが)運営者不足で閉会。①住民同士の関係性が希薄化 ②閉じこもり ③話し相手がない・誰とも会話できない高齢者の問題が浮上。「集いの場」の必要性が課題に 分水の里の課題と地域課題の双方を解決するため、気軽に集える場所をつくることを地域に呼びかけ、「地域のえんがわ」発足。基本理念「もう1つのわが家づくり」を目指す。基本的な考え方：社会福祉法人として地域の共有財産であることを使命とし、地域住民・ご利用者・ご家族の利益を第一とする 第3回から「分水北地区まちづくり協議会」と共催
体制	<p>社会福祉法人「桜井の里福祉会」特別養護老人ホーム「分水の里」 &「分水北地区まちづくり協議会」と共催</p>
実施方法など	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第4(水) 場所: デイサービスセンター 内容: 施設の紹介、介護予防体操、調理＆軽食、茶話会、講話 「足腰が弱くなったら歩いて来られない」など不安の声が毎回寄せられ、施設が車両を提供し、職員が運転することに 食事は、おにぎりを一緒に食べることから始まったが、そうめん、カレーライス、おかずなど皆で作って食べる喜びへとどんどん広がっている <p>サロン等は男性の参加が少ないのがネック。「食事があれば来る」の典型的な事例</p>



長野県 須坂市「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」

地区人口:約3,500人 世帯数1,500 高齢化率32.4%

経過	<ul style="list-style-type: none"> 2017年「旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト」が「ふれあい交通班」を組織し、たすけあい送迎を検討 移動手段に関するアンケート調査を実施 2021年9月 厚労省の老健事業(アドバイザー派遣)にエントリーして支援を受け、生活支援として実施することになった。 行政は「訪問型サービスB」の補助で支援 2022年5月 旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会を設立 9月事業スタート 		<p>(1) 試行期間中の実施状況</p> <p>2022(令和4)年9月8日～2023(令和5)年3月31日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生活支援利用状況</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通院(退院)付添支援</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>通院・買物付添支援</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>買物付添支援</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>その他支援</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table>	生活支援利用状況	回数	通院(退院)付添支援	58	通院・買物付添支援	2	買物付添支援	12	その他支援	2	計	74										
生活支援利用状況	回数																								
通院(退院)付添支援	58																								
通院・買物付添支援	2																								
買物付添支援	12																								
その他支援	2																								
計	74																								
<p>【支援の内容】①衣類の整理 ②衣類の裾上げ ③家具の移動 ④話し相手 ⑤買物や通院等の付添い ⑥スマホやパソコン、Wi-Fi等の悩み相談 ⑦棚の取付け ⑧電球の交換 【利用料】30分400円 以後30分ごとに400円 【年会費】1000円 【車両】ボランティアの車両 (旭ヶ丘ふれあいプラザの車両が空いてたら使用可)</p>	<p>(3) 本格実施後の実施状況</p> <p>●利用登録会員 2023年度末 20名、2024年度末 16名 ●サポート登録者 2023年度末 22名、2024年度末 25名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生活支援利用状況</th> <th>2023年度</th> <th>2024年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>裾上げ</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院付添支援</td> <td>110</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>通院・買物付添支援</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>買物付添支援</td> <td>41</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>その他付添支援</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>165</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table>	生活支援利用状況	2023年度	2024年度	裾上げ	1		通院付添支援	110	129	通院・買物付添支援	9	8	買物付添支援	41	36	その他付添支援	2	2	その他	2	1	計	165	176
生活支援利用状況	2023年度	2024年度																							
裾上げ	1																								
通院付添支援	110	129																							
通院・買物付添支援	9	8																							
買物付添支援	41	36																							
その他付添支援	2	2																							
その他	2	1																							
計	165	176																							
地域活動日	<p>【活動地域】旭ヶ丘地区内 (買物や通院等は須坂市内・小布施町内も可)</p>	<p>旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会 提供資料から</p>																							

新潟県 長岡市社会福祉協議会 長岡市地域ささえあい事業 2025年4月～

経緯	1990年代から 生活支援サービス「ボランティア銀行」を実施 。別途、無償の 福祉送迎サービス事業を実施 。許可・登録不要のガイドライン改正（2024年3月）もあり、 2025年4月から長岡市全域で上記を統合して同一事業として実施	<p>困ったときは ささえあう地域に したいから</p>  <p>＼ ちょっとした困りごとのお手伝い ／ 長岡市地域ささえあい事業</p>
目的	在宅生活を送る上での困りごとに対して軽易な日常生活のお手伝いを行う 住民相互の支えあい活動を通じて、地域福祉の向上を図る	
活動内容	衣類の洗濯、調理、住居等の掃除・整理、買い物、ゴミ出し、軽易な雪かき、 通院・外出等の付添い、車による送り届け、話し相手など	
利用者要件	長岡市在住の日常生活に支障があり、 支援を必要としている高齢者や障害者、子育て世帯等の方	<p>利用のべ実績：5月86人、 6月95人、7月100人</p>
利用料金	1回につき30分未満250円、30分以上1時間未満500円（以降、 30分ごとに250円加算 ）※利用者宅から 車両を使って活動を行う場合 、「利用者宅から活動先までの往路復路」の 燃料費（20円/km） を負担	
協力員謝金	利用料金と同額分（燃料費含む。「口座振込」または「長岡市デジタル 地域通貨（ながおかペイ）」のポイント付与）	
補償関係	原則、 協力者の自家用車の任意保険等を適用、加えて 【補償対象： 協力者 】ボランティア活動保険：あいおいニッセイ同和損保（株）【補償対象： 利用者 】福祉送迎サービス補償：全国社会福祉協議会【 活動見舞金 】事故毎に一律「普通車5万円、軽自動車3万円、軽微な事故（車を擦った）1万円」、その他 会長が認めるもの10万円 」（協力者宅からの活動先の往路復路を対象）	
地域への助成基準	年間の活動実績による。300回以上14万円、200回以上12万円、100回以上10万円、50回以上5万円、50回未満6万円	長岡市社会福祉協議会提供資料から作成

互助活動に活用できる 許可・登録不要の通達

【原則】

- **利用者の制限はない**

対象者を「70歳or75歳以上で困っている人」など
地域で決める

- **運賃に該当するものは利用者からは受け取れない**
運転ボランティアの人物費などは運賃と見なされる

- 「**実費**」は運賃ではないと国土交通省が認めている。実費を
活用する
- 「生活支援サービスなどとの一体型」で行うときは、**運転ボラン**
ティアのサービス料として利用者負担を求めることができる



これからは**有償ボランティア**の時代

志が高い人たちによる
無償ボランティアでは
拡がらない & **継続が困難**

- 利用者負担
- 市町村の補助

いかなる場合&形態においても 利用者から「**実費**」を收受できる

実費の請求・支払い

(実費とは以下の項目を指します)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001322024.pdf>

①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料



⑤運送を行うために発生した車両借料



1

【解説】

① ガソリン代等の燃料費

- ・1キロあたり〇円などと定めて良い。
- ・測定する距離は、ボランティアのガレージ発・着

④ 移動サービス専用保険料

- ・損保ジャパン「地域の移動を支える保険」や東京海上日動「移動サービス専用自動車保険」など、活動日に掛ける保険（年間契約を含む）

- ・全国社会福祉協議会の「ふくしの保険」など

- ・車両にもともと掛けられている自賠責保険・任意保険の一部を收受することは不可

⑤ 車両借料

- ・レンタカー代など

利用者からの(自発的な)謝礼は受取ってよい。

ガイドライン：社会通念上常識的な範囲での謝礼は、運賃とはみなさない

許可・登録不要モデル 1 【実費相当モデル】

(利用者からの給付が、実費相当分の場合)



『福祉』と『交通』が重なる現場の方々へ 高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット

このパンフレットは、高齢者の移動手段を確保するために必要となる福祉や交通の制度、事業モデルについて解説したものです。
公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）や「許可・登録を要しない運送」など、さまざまな仕組みについて、事例と合わせて紹介しています。



2025年3月 国土交通省

35頁

R6.3.1 道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン
II.1.(1) 収受するものが「反対給付」に当たらない場合 ② 利用者からの給付が、実費相当分の場合

利用者がガソリン代や保険料、車両借料などの「実費」を負担し、NPOや社会福祉法人などが乗合型でスーパー・サロン（居場所）への運送サービスを運営するケースについて解説します。
不足費用は主に寄付金などで賄います。

モデル



事例 利用者がガソリン代などの実費を負担

- NPO J が、運送サービスを提供。
- 利用者は、実際の運行に要した燃料代として 1 kmあたり 24 円あるいは 3 kmごとに 100 円を負担する。
- 利用者は、ガソリン代のほか、保険料（ボランティア団体やNPO等が契約する1回又は1日あたりの保険）や、レンタカーなどの車両借料を負担する。
- 上記の「実費」を超える費用は、J が別の活動で集める寄付金、助成金などで賄う。
- J が所有する車両等を使用。
- 運転者は J の職員又はボランティア。

ポイント

- 燃料代は都度計算するのではなく、1kmあたりいくらと事前に決めておくことが可能です。
- 例えば、直近のガソリン価格や新車販売時に公表されている燃費により算定する方法が考えられます。また、市町村の取組として実施される実証実験の結果に基づき算出し、定期的に実情との乖離がないか確認する方法もあります。
- 燃料代は、利用者が乗車している区間だけではなく、乗車前の迎えと降車後の戻りの区間も受け取ることが可能です。
- 運転者とは別に添乗者を付ける場合には、その人件費を利用者が負担することは可能です。



自治会などの**地縁団体**が運送を行う場合は**財源から運転者に報酬を払つてよい**

会費で運営している場合は 利用する人の会費を高くすることができる

「乗る人も 乗らない人も 同じ組織に属している」
のがポイント

当該車両が、主として**送迎を要する利用者**のためだけに購入・維持されていることにかんがみ、**実費の範囲**に、**車両償却費、車検料・保険料等の車両維持費**を含めることも差し支えない

【ガイドライン 9頁】4.自治会等の活動として会員向け輸送サービスを行う場合

・市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会・**自治会**・町内会・**まちづくり協議会**・マンション管理組合・老人クラブ等の**地縁団体**（以下「**自治会等**」といふ。）の活動において、会員が負担する会費で**運送サービスを提供しても差し支えない**。

この場合、会費で**車両を調達**することや、会費から当該サービスを提供するための**運転者に対して報酬を支払っても差し支えない**。

・自治会等において、公平性を図る観点から運送サービスの**利用の有無**に応じて会費に差を設けること、当該差額が運送サービスに要する**実費の範囲内**であれば、許可又は登録は不要である。

・この場合の**実費**の考え方は、前記Ⅱ2.(利用者の利用料に差を設ける場合の取扱い)のとおりである。

『福祉』と『交通』が重なる現場の方々へ
高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット

このパンフレットは、高齢者の移動手段を確保するために必要となる福祉や交通の制度、事業モデルについて解説したものです。
公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）や「許可・登録を要しない運送」など、さまざまな仕組みについて、事例と合わせて紹介しています。



2025年3月 国土交通省

37頁

許可・登録不要モデル 3 【会費モデル】 (自治会等の活動として、会員向け運送サービスを行う場合)

R6.3.1「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」
III.4.自治会等の活動として、会員向け運送サービスを行う場合

自治会などの活動として、会員向け運送サービスを行う場合について解説します。
自治会などとは、自治会・町内会、市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、マンション管理組合、老人クラブ等の地縁団体のことです。

モデル



事例

利用者は「実費」分を負担し、会費に差をつけて運営

- 自治会Gが、会員を対象に運送サービスを提供。
- 利用者は、実際の運行に要した燃料代、保険料、車両借料など「実費」を負担する。
- 公平性を図る観点から、運送サービスを利用しない会員の年会費は2,000円、利用する会員の年会費は4,000円と差をつけている。
- 会費の差額は、車両償却費、車検料・保険料等の車両維持費を含んでいる。
- 運転者はボランティア。
- 会員向け運送サービスを行うために、Gが所有又はリースする車両を使用。
- 運転者はGの会員またはボランティア。

ポイント

会費から運転者に対して報酬を支払っても構いません。

送迎の利用の有無に応じて会費そのものに差を設けることも可能ですが（送迎にかかる実費及び車両維持購入費の範囲内であれば）。

生活支援サービスなどとの一体運送においては「実費」も收受できる



生活支援サービスなどとの一体運送とは…

(30分●●円、60分●●円など)

・**基本は、①家事支援**(庭の草抜き、話し相手など車を使わないサービス)と**②車を使って買い物や病院等に付添うサービス**が同一メニューと料金体系にある形態 ★事例：スライド19～22 参照

・車を使う場合は「実費」を上乗せして請求して良い

・国交省旅客課は、**乗車中も時間にカウントして良いとの判断を地方運輸局に連絡済み**2021.11.02

・病院等での付添そのものが生活支援である場合は、上記①がなくてもOK

【ガイドライン 4 頁】 1. 利用者からの給付について (2)反対給付が「運送」に対するものではない場合の有償性判断

③生活支援サービスなどとの一体運送

・通院や買物等に同行する支援、子供の送り届けなどが含まれる「子供の見守り支援」など、提供するサービスに人の運送が付随して行われるものについては、**当該サービス 자체が有料であったとしても、当該運送に特定した反対給付がない限り、許可又は登録は不要である。**

利用者から運賃をもらうこと

なお、生活支援サービスと称していても、**提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合には、許可又は登録を要する。**

基本は「付添」(要注意！)

しかし、病院等で長時間かかる場合は、利用料が嵩む&ボランティアにも負担という問題がある。子供は、保育園や幼稚園で保育士や教諭に「送り届ける」(園で付添っているわけではない)。同様に、高齢者等も、看護師や受付まで「送り届ける」ことを実践する

許可・登録不要モデル 2 【生活支援モデル】 (生活支援サービスの一環として運送サービスを実施)

R6.3.1「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」
II.1.(2)反対給付が「運送」に対するものではない場合③生活支援サービスなどとの一体運送

生活支援サービスの一環として、運送を行うケースについて解説します。

モデル



『福祉』と『交通』が重なる現場の方々へ 高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット

このパンフレットは、高齢者の移動手段を確保するために必要となる福祉や交通の制度、事業モデルについて解説したものです。
公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）や「許可・登録を要しない運送」など、さまざまな仕組みについて、事例と合わせて紹介しています。



2025年3月 国土交通省

36頁

事業モデル（許可・登録が不要）

事例 会費と利用料で助け合いの会を運営

- ・ 団地の住民が助け合いの会を結成し、ひとり暮らし等の高齢者の困りごとに対応する助け合い活動において運送サービスも実施。
- ・ 会員は登録した団地住民。
- ・ 年会費1000円。利用料は30分300円（生活支援など一律）。
- ・ 利用者は、利用料のほかに燃料費などの「実費」を負担。
- ・ 運転者はボランティア。
- ・ ボランティアの持ち込み車両等を使用。
- ・ 利用者負担以外の収入はない。

ポイント

基本は通院等の付き添いや家事支援です。実態が目的地への運送のみである場合には、許可又は登録が必要です。ただし、利用料が実費の範囲内であれば、許可・登録は不要です。

市町村から、しが行うサービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費やボランティアに対する奨励金など）について総合事業の補助を受けることも可能です。

市町村等は運転行為の有無にかかわらずボランティア人件費として補助金を拠出できる

【ガイドライン 6 頁】 3. 第三者からの給付の取扱い

[法の許可又は登録を要しない場合(具体例)]

国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員（**運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む**）の人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の**補助金を支出する場合**。

なお、当該運送サービスの提供を受ける利用者に対し、国・地方公共団体が運送利用券を直接または間接的に給付する場合は、許可又は登録を要する。

団体は 運転ボランティアに対して報酬を支払うことができる



【ガイドライン 8 頁】 3. NPO法人等が同法人の職員等に対して報酬を支払う場合

NPO法人等が、同法人の管理下にある運転手（職員、登録ボランティア等）に対して、NPO法人等からの指示に応じて第三者を無償で運送し、当該業務を遂行したことに対して報酬が支払われたとしても、「運送サービスの提供に対する反対給付」にはならない。

なお、ここで授受される「**謝礼・報酬等**」は、運送主体と利用者の間で授受されるものではないので、1.(1) ①及び②の謝礼、実費とは関係がなく、**NPO法人等**において**任意に決定できる**ものである。

リスクマネジメント ①安全運転講習 受講のお勧め

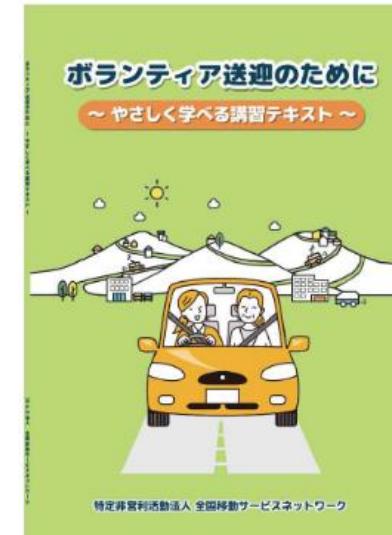
事故は、起きないようにすることが基本

- ・**互助活動による大きな事故**は、もともと**少ない**。(タクシーと異なり)行先が限定されている=通いの場、スーパー、病院等の反復
- ・**加えて、下見もする**
- ・**自分たちのルールで地域を限定する**団体が多い(遠くには行かない等)
- ・だが、運転免許を取得してウン十年。知らず知らずに身に付いた**自分の運転のクセ**を、互助活動を始める前に**知つて修正**することが重要
- ・**運転技能を見極めてもらうことは自信&安心につながる**



方法① 国土交通大臣認定 運転者講習

- ・**福祉有償運送(登録)の運転者**に義務付けられた講習。**座学 & 実技**「大臣認定 福祉有償運送講習修了証」を授与
- ・利用対象者は、障害者手帳保有者や知的障害者、要介護認定者等なので、**福祉車のリフト操作や車いす操作研修**など幅広い



方法②安全運転講習

- ・大臣認定講習のうち、**互助活動に必要な部分をコンパクトに抜粋した講習**。
- ・**座学 & 実技**。「大臣認定交通空白地有償運送講習修了証」または「安全運転講習修了証」を授与

安全運転講習プログラム 事例（1）

定員:10名

10:00~14:30

時間		形式	科目名
10:00 ~ 10:05	5分		オリエンテーション・参加者自己紹介等
10:05 ~ 10:35	30分	講義	移動サービス概論 住民参加の移動・外出支援について
10:35 ~ 11:15	40分	講義	移動サービスの運転に必要な知識と心構え
11:15 ~ 11:45	30分	講義	リスクへの備えと対応
11:45 ~ 12:30	45分		昼 食
実習は2班に分れ並行して実施 その後交替			
12:30 ~ 14:20	55分	2班に分かれて実習	運転実技 (2~3名×2台)
	55分		見守り介助の講義と実習 (5名)
14:20 ~ 14:30	10分		修了式

安全運転講習プログラム 事例（2）

定員:24名

13:00~17:00

時間		形式	科目名	担当
13:00 ~ 13:05	5分		オリエンテーション	●●市
13:05 ~ 13:45	40分	講義	移動サービス概論 住民参加の意義と実践について	全国移動ネット ●●●●
13:45 ~ 14:15	30分	講義	移動サービスの運転に必要な知識と心構え	かながわ移動ネット ●●●●
14:15 ~ 14:20	5分		休 憩	
実習は2班に分れ並行して実施 その後交替				
14:20 ~ 14:30	10分	講義	実習に向けたガイダンス	かながわ移動ネット ●●●●
14:30 ~ 16:30	60分	2班に分かれて実習	運転実技 (4名×3台)	かながわ移動ネット ●●●●●●●●●●
			リスクへの備えと対応 見守り介助の講義と実習 (12名)	全国移動ネット ●●●●
16:30 ~ 16:50	20分	グループワーク	●●市での外出支援の取り組みについて 意見交換など	●●市 全国移動ネット ●●●●
16:50 ~ 17:00	10分		修了式	●●市

リスクマネジメント ②事故への備え 自動車保険＆活動用保険

■ 事故が起きたときは**保険会社に任せ**る。これが基本！

■ 自動車保険

・**他人を乗せるとき特別な保険は必要ない**（国内大手の損保会社は確認済。通販型（ネットで手続き）の特に海外資本の会社は各自要確認）

・任意保険の「総合補償」は、**対人賠償・対物賠償・人身傷害**の3つが組み合わされていることが多い
人身傷害もあると、責任割合に係らず、運転者と同乗者の傷害に対して、実際の損害額に応じた保険が払われる

・法人の車両やマイカーに本来かけている自動車保険を使いたくない場合 → 次スライド

利用者登録の
ときに確認する

補償の概要		
相手への 賠 償	対人賠償	事故により 他人を死傷させ 、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。
おけがの 補 償	対物賠償	事故により 他人の財物を損壊させ 法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。
人身傷害	人身傷害	ご契約の お車に搭乗中などの事故 により、傷害を被った場合の補償です。
傷害一時金	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約の お車に搭乗中 の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。

活動する日に 団体がかける 自動車保険

・法人や個人の自動車保険を使いたくない場合に掛ける保険。事故のさいに、本来の保険に優先して補償。3社が販売
・1日1台あたり400円。車両保険を加えると約1200円

●保険契約者：**移動支援を実施する団体**（法人格は不問）

●対象となる自動車：①登録ドライバーもしくは家族名義の車両 ②社会福祉法人等から**無償で借り受ける車両**
●損保ジャパンの商品は、車両保険ありの場合、人身傷害を付加（2021年1月から）

※契約に含まれていない各種特約については、**持込車両の（本来の）自動車保険を併用**することが必要になる場合もある

●**あいおいニッセイ同和損保「移動支援サービス向け自動車保険（優先補償方式）」**

●**損保ジャパン「地域の移動を支える保険」（1年契約）**

※**今後の方向性**：1日を数時間ごとに区切って掛金設定。全体として**掛金が安くなる商品**に切替
※代りにドライバー自宅発着時間の報告が煩雑化する
※事故の補償を受けた後の掛金の上昇は、これまでより比率が高くなるらしい

●**東京海上日動火災「移動サービス専用自動車保険」（1年契約）**

※現在 新規受付を行っていない

【補償内容と保険料について】			保険期間：1年
保険期間終了後、通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約終了時に領収した暫定保険料との差額を追加領収または返還します。			
補償内容	車両保険ありプラン	車両保険なしプラン	
対人賠償責任保険	無制限 免責金額（自己負担額）なし	無制限 免責金額（自己負担額）なし	無制限 免責金額（自己負担額）なし
対物賠償責任保険			
自損事故傷害特約	○	○	○
対物超過修理費用補償特約	○	○	○
車両保険（一般条件） (保険金額300万円※1)	○ 免責金額（自己負担額）なし	○ 免責金額（自己負担額）3万円	✗
概算保険料 (1台・標準日1日あたり)※2	1,210円	1,150円	400円



■乗車中は自動車保険で補償 それ以外もボランティア&利用者に 切れ目のない補償を行う場合：全国社会福祉協議会の保険（紹介）

図表注 ○通院・入院・手術・死亡等の補償ありと記載されている ×補償なし ※ボラはボランティアの略

送迎サービス補償
(傷害保険)

<https://www.fukuhikohoken.co.jp>

移送・送迎サービス中に
 ○交通事故などにより利用者がケガをした……Aプラン
 ○特定した自動車に搭乗している利用者・運転者などがケガをした……Bプラン
 などの事故を補償します

	ボラ/自宅.利用者宅（徒歩）	ボラ/自宅.利用者宅（ 乗車中 ）	ボラ/利用者介助&見守り中	利用者/自宅.車まで（ 乗車前 ）	利用者&ボラ/ 乗車中	ボラ/降車後	利用者/降車後
自動車保険	×	○	×	×	○	×	×
ボランティア活動保険（無償ボラ用）	○	ボラのケガ○ (自動車事故×)	○	ボラの管理下にある場合○	ボラ&利用者○ (自動車事故×)	○	ボラの管理下にある場合○
ボランティア行事用保険（Aプラン） 利用者&主催者対象	集合前×	集合前×	○	ボラの管理下にある場合○ 集合前×	○ (自動車事故×)	○	○
送迎サービス補償（Aプラン）	×	×	○	ボラの管理下にある場合○	利用者○	×	ボラの管理下にある場合○
送迎サービス補償（Bプラン）	×	×	×	×	ボラ&利用者○	×	×
福祉サービス総合補償（団体やグループの賠償責任を補償）	団体の賠償責任○ (自動車事故×)	団体の賠償責任○ (自動車事故×)	団体の賠償責任○ (自動車事故×)	ボラの管理下にある場合○	団体の賠償責任○ (自動車事故×)	団体の賠償責任○ (自動車事故×)	団体やボラの管理下にある場合○

- ① 全国社会福祉協議会**送迎サービス補償Aプラン**（**利用会員**の付添支援の乗車中のケガ等を補償） 通院日額2,200円、入院日額3,400円、死亡345.2万円 掛金：利用者1名×1日20円×利用日数
- ② 全国社会福祉協議会**福祉サービス総合補償**（**サポーター**の活動中のケガ等を補償） 通院日額5,000円、入院日額8,000円、死亡1,080万円 掛金：活動従事者全員の年間延活動日数×43円
- ③ 東京海上日動**移動サービス専用自動車保険** 車両保険なしプラン**対人賠償&対物賠償 無制限** 掛金：1日1台あたり400円 車両の修繕は10万円を上限に市が補助

リスクマネジメント ③利用登録時の利用者との約束

この活動は、お互いさまの支え合いの地域をつくるために行っています。

事故は起きないよう努力していますが、万がいち事故が発生した際は、**契約している保険の範囲内で補償します。合意いただける場合は、利用登録（または入会）してください。**

貴会の活動趣旨に賛同したので、利用の登録（または入会）をます。
事故の際の補償についても了解しました。

お名前（ご本人）	お名前（ご家族）
電話番号	電話番号
生年月日 昭和 年 月 日	
ご住所	
緊急時連絡先（お名前、電話番号、続柄）	

＜個人情報の取扱いについて＞

- ・ご記入いただいた個人情報は、支援活動を行う際に利用します。
- ・上記の目的以外で使用したり、あらかじめご本人の同意なく第三者に提供したりすることはあります。

○○の会

実施要綱・規約等も必要。利用申込書に活動趣旨や事故のさいの補償について記載しておくこともリスクマネジメントの1つ

重大な事案発生時の責任の所在を「協定書」により明確化

秦野市の事例

秦野市菩提地区買物支援事業に関する協定書

菩提地区自治会連合会（以下「甲」という。）、社会福祉法人かしの木会、社会福祉法人常成福祉会及び社会福祉法人至泉会（以下これら三者を「乙」という。）、特定非営利活動法人野の花ネットワーク（以下「丙」という。）並びに秦野市（以下「丁」という。）は、菩提地区において買物支援事業を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う地域課題の解決の取組について、乙が地域における公益的な取組として丙及び丁と共に協力するために必要な事項を定めることにより、高齢による体力の衰え及び交通環境の変化により移動が困難になった菩提地区内の住民に対し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくため、買物への移動支援サービスを提供し、買物困難者への支援を行うことを目的とする。

（事業の概要）

第2条 事業の概要は、次条に掲げる役割分担により、菩提地区において、対象となる住民をスーパーマーケット等へ送迎することとする。

2 事業の詳細については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ、決定する。

3 事業の開始日は、令和3年1月4日とする。

（役割分担）

第3条 甲、乙、丙及び丁の役割分担は、次に掲げるとおりとし、それぞれ責任をもって行うものとする。

（1）甲の役割分担

- ア 利用者の連絡調整に関する事。
- イ 車両の運行に関する事。
- ウ 運行ルート及び事業実施日の調整に関する事。

（2）乙の役割分担

- ア 車両の提供に関する事。
- イ 乙間における車両の提供の連絡調整に関する事。

（3）丙の役割分担

- ア 甲の活動に対する支援に関する事。
- イ 乙の車両の提供に係る支援に関する事。

（4）丁の役割分担

ア 甲と乙及び丙間の連絡調整の取りまとめに関する事。

イ 運転ボランティアに関する事。

ウ ボランティア活動に対する支援に関する事。

（費用負担）

第4条 乙は、自法人所有の車両に係る費用を負担する。

2 甲は、利用者の連絡調整に係る費用を負担する。

（事故発生時の対応）

第5条 この事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ処理する。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、相互に誠意を持って解決のための適切な処置をとるものとする。

2 甲は、事故、紛争等が生じたときは、速やかに乙のうち使用車両を保有する者及び丙又は丁に連絡するものとする。

（相互の連絡調整）

第6条 甲、乙、丙及び丁は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催するものとする。

（秘密保持）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、この事業の実施に当たり、個人情報等の知り得た情報を第三者に漏えいしないよう、必要な処置をとるものとする。

（疑義事項の取扱い）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙丁協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年10月29日

甲 秦野市菩提
菩提地区自治会連合会
会長

乙 秦野市菩提2058番地の2
社会福祉法人かしの木会
理事長

秦野市菩提1711番地の2
社会福祉法人常成福祉会
理事長

平塚市寺田繩265番地の1
社会福祉法人至泉会
理事長

丙 秦野市名古木402番地の2
特定非営利活動法人
野の花ネットワーク
理事長

丁 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高橋昌和

第5条 この事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ処理する。この場合において甲、乙、丙及び丁は、相互に誠意を持って解決のための適切な処置をとるものとする。